

てんかん発作時の坐薬又は口腔用液(ブコラム®)の申請について

1 県立特別支援学校で坐薬又は口腔用液(ブコラム®)(以下「医薬品」という)を使用する基準

- ① 応急手当に限り、マニュアルに従い実施します。ただし、副反応が確認できないため家庭、医療機関等で一度も医薬品を使用していない場合は、学校での使用はできません。
- ② 申請した同条件下で 사용할 ことができます(異なる場合は実施できません)。
- ③ 保護者は申請書を毎年提出することを原則とし、毎年申請内容を確認します。
- ④ 解熱剤ではないこと(但し、主治医の指示がある場合は使用可能)。
- ⑤ 学校の教育活動中(学校が計画した校外活動も含む)でのみ使用することができます。
- ⑥ 医薬品は常に新しい物(処方されて1年未満)を複数回分ご用意ください。その量は、災害時の避難生活を考慮して、主治医と相談の上、決めてください。又、学期ごとに医薬品を家庭に返却します。

2 実施の手続き【裏面表1参照】

- ① 申請書(様式A)から申請の手続きをしていただきます。
- ② 坐薬の条件変更及び口腔用液(ブコラム®)の新規申請の際は、校内学校保健委員会にて県の実施基準に対応しているか検討します。会議に伴い、申請されてからしばらくお時間をいただく場合があります。
- ③ 校内学校保健委員会で、使用が適当と判断した場合は、医薬品使用の実施手順等(マニュアル)(様式D)を作成します。県の実施基準に対応していないと判断された場合は、お断りすることがあります。
- ④ 保護者はマニュアル(様式D)の内容を確認し、主治医にマニュアルの確認を依頼してください。(様式C)
- ⑤ 主治医はマニュアル(様式D)を確認し、署名します。
- ⑥ マニュアル(様式D)を担任に提出してください。
- ⑦ てんかん発作時、医薬品の使用が必要な際に、保護者と連絡が取れなかった場合は、学校の判断で使用し、使用後に連絡することもあります。
- ⑧ 医薬品使用後は、必ず医療機関の受診が必要になります。また口腔用液(ブコラム®)を使用した場合は、救急車を要請し救急搬送となります。その際、当該医薬品の使用状況の確認のため、使用済みのシリンジを医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に提示しますのでご了承ください。
- ⑨ 医薬品使用報告書(様式E)にて実施した内容を通知します。
- ⑩ 保護者は、実施内容等について了承し、保護者氏名の記入後、学校に提出します。

3 留意事項

- ① 主治医の署名をいただく時には、文書料が原則的に発生します。文書料は保護者負担となります。
- ② 次年度も医薬品の種類や使用条件等の変更がなく、主治医も替わらない場合は、実施手続きを前年度末に済ませることができます。
- ③ 申請書(様式A)の内容に変更がでた場合は、申請書(様式A)から手続きをやり直すこととなります。すみやかに担任までご連絡ください。
- ④ 毎年、申請書(様式A)には、医薬品が処方されたことが分かる薬の説明書又はお薬手帳のコピーを添付してください。

【表 1】実施の手続きについて

手順		坐薬		口腔用液(ブコラム®)
		新規申請 使用条件・量の変更	前年度同様変更なし	新規申請
1	保護者	- 申請書(様式A)の上の欄に記入 - 通院時に持参し、主治医に申請内容を相談し、使用することの同意を確認する	申請書(様式A)の上の欄に記入	- 申請書(様式A)の上の欄を記入して通院時に持参 - 主治医に申請内容を相談し、医薬品を学校で使用するの同意を確認する - 使用後は救急搬送となるので搬送先等も主治医と相談
2	主治医	主治医は申請書(様式A)の内容を確認・署名	↓	主治医は申請書(様式A)の内容を確認し・署名
3	保護者	申請書(様式A)を担任に提出(薬の説明書又はお薬手帳のコピーを添付)		
4	学校	校内学校保健委員会にて県の基準に対応しているか検討(量の変更のみの場合はなし)	↓	校内学校保健委員会にて県の基準に対応しているか検討
		・マニュアル(様式D)作成		
5	保護者	- マニュアル(様式D)を確認・署名 - 通院時にマニュアル(様式D)を持参し、主治医に確認を依頼		
6	主治医	主治医は申請書(様式D)の内容を確認・署名		
7	保護者	マニュアル(様式D)を担任に提出		
8	学校	- 実施者名を記入 - 保護者に確認、署名後再提出を依頼		
9	保護者	マニュアル(様式D)及び医薬品提出		
10	学校	運用開始		

これらの書類は学校ホームページ上でも閲覧、ダウンロードいただけます。
 <掲載場所>ホームページ→(右タブ)保健関係書類→医薬品(坐薬又は口腔用液)関係